

私の研究遍歴

芦野 訓和 (専修大学法学部教授)

I. はじめに

2021年4月より専修大学法学部に赴任して参りました芦野訓和(あしの・のりかず)と申します。民法財産法を専攻しております。未だ続く新型コロナ・パンデミックの影響により、専修大学法学研究所に所属する先生方にきちんとご挨拶することができないまま着任年度も終わりに近づいて参りましたが、この度、『専修大学法学研究所所報』にて私の研究についてご報告する機会を頂いたことから、自己紹介を兼ね、これまでの数少ない研究の遍歴と現在の研究状況、さらにこれからの目標についてお話しさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

II. 研究者となるきっかけ

幼稚園の時に読んだ漫画「ブラック・ジャック」に影響を受け、将来は医学部に進み医者になりたいとなんとなく考え、高校までを過ごしておりました。といいながらも、ほとんど勉強もしないままサッカーとバンド漬けの高校生活を過ごした結果、高校3年時の共通一次試験に惨敗し、高校卒業後は御茶ノ水に本部のある某予備校の医学部コースに進学(?)することになりました。予備校の授業が始まりしばらくした頃、父親の経営する会社が倒産し、抵当権や保証などこれまで経験したことのなかったさまざまな法的問題に直面することになり生活が一変しました。その後大学への進学も経済的に難しく、やさぐれた気分になり予備校にも通わなくなり、ぷらぷらとバイト生活を3年半ほど過ごしていたのですが、ようやくバイト生活も安定し一定の収入を得ることができるようになり、また、父も奮起して再度会社を立ち上げ倒産した会社の問題などが少しずつ落ち着いてくると、「法律を知らないことは社会生活を知らな

いことだ」と思い、改めて大学に進学し、法律学を勉強しようかと考えるようになりました。といっても、それまで法学部への進学を考えたことがなかったことから、とにかく進学先に関する情報を探そうと久しぶりに予備校を訪れたところ、その予備校が母体となった法学部単科大学が創設され、2期生を募集していることを知りました。「ひとより4年遅れて大学に進んだときに先輩が少ない方が気楽だろう」と考え、勉強に関して3年以上のブランクがあるまま受験したところ運良く合格し、埼玉県にある駿河台大学に入学しました。大学入学後は研究者を目指して勉強に取り組んだという訳ではないのですが、大学卒業後には縁あって明治大学大学院に進学し、代理法・担保法の研究者である伊藤進先生にご指導を受けることになりました。

Ⅲ. 大学院生・助手時代

1. 修士論文

大学院での修士論文テーマについて、当初は法律を意識するきっかけであった担保を考えていたのですが、すでに優れた先行業績が多く存在しており、私の頭では新たなテーマを見つけ出すこともできず、他のテーマを考えることにしました。まずは〈民法における意思の果たす役割〉という大きなテーマを思いつき、具体的なテーマの模索に入りました。しかし、いくつかの具体的テーマについて報告をしては、「そのような着想ではとても論文には仕上がらない」との指導を受ける日々でした。ある深夜にふと、「伊藤進先生の研究テーマのひとつである〈他人に代わってする行為現象〉のうち、先生がまだ取り組んでいないものを考えてみよう」と思いました。そして、先生の業績を調べ、数少ない残された研究テーマの中から事務管理を選びました。事務管理とは、「法律上の義務も他人からの依頼もないにもかかわらず、他人事務の管理をする行為」のことであり、〈他人のため〉という行為者の利他的な意思を根拠に、その行為を不法なものとするのではなく、有益なものとして一定の権利義務関係を法律上認めるといえるものです。事務管理の研究を通じ、〈他人のため〉という意思が法律関係にどのように影響を及ぼすかについて調べようと思ったのです。事務管理はローマ法に由来する概念であり、日本民法典にも規定があります。日本法の母法のひとつがドイツ法であることから、とりあえずドイツについて調べてみようと思い、ひとつひとつの単語を辞書で調べながらドイツ法のコンメンタールを眺めてみました。すると、事務管理の対象となるのは「他人の財産の管理」だけではなく「他人の生命・身体の

管理」すなわち「人命救助」も対象となることを知り、かつては医者になりたいと考えていたこともあり、興味関心を持ちドイツ法について研究を行いました。また、関連するハーバード・ローレビューの論文などを見つけることができたことから、稚拙ながらドイツ法と英米法の比較をもとに、「他人の生命の救護及び健康を維持する行為と事務管理」と題した修士論文を執筆し提出しました。

修士論文をきっかけに外国法との比較で研究する面白さを感じ、博士後期課程に進学しさらに研究を進めることにいたしました。大学院博士後期課程では、〈他人のため〉という意味に基づく事務管理行為と管理される本人の意思が抵触した場合であっても事務管理が成立するののかという点に疑問を持ち、究極的な場面である「自殺者の救助と事務管理」を題材として研究をしようと考えました。このテーマに関連していくつかの論文を発表し、博士後期課程後の法学部助手時代には、「生命の自由・人命救助と民法理論・序説」という題名で、当時活発に議論されていた自己決定の観点からも論文を執筆し公表しました（法律論叢71巻6号（1999年）95頁）。

2. 履行請求権

一方で、図書館にこもりドイツ法のコンメンタールを読む日々を送る中で、契約の場面での「意思の果たす役割」についても研究をしたいと考えようになりました。博士後期課程から伊藤進先生とともに指導を仰いでおりました椿寿夫先生が当時関心を持たれていた「履行請求権」について、先生のさまざまなご着想をうかがっている中で、「履行請求は債権者の究極の目的（意思）であり、その実現がどこまで優先されるのか」に興味を持ち自分も何か研究することができないかと考えました。すでにドイツ法を中心とした外国法文献については椿先生が取り組まれていたことから、「それでは日本の立法過程を調べてみよう」と思い立ち、大学図書館にあった古い日本民法立法過程前後の文献を調べ上げ、簡単な小稿を完成したところ、椿先生にご推薦いただき明治大学社会科学研究所紀要に掲載できることになりました（「民法成立過程における履行請求権」明治大学社会科学研究所紀要35巻2号（1997年）127頁）。履行請求権については、その後、比較法学会ミニ・シンポジウムで日本民法典の成立過程の議論について簡単な補足報告を損なう機会を頂き、また、助手の時代には明治大学法律論叢にも「日本民法成立過程における履行請求権・再論」を掲載しました（法律論叢71巻4号（1999年）239頁）。

3. 製作物供給契約

その後、独自の具体的テーマを模索していたところ、図書館で見つけたドイツの著名な民法学者メディクスの学生向論文を読み、ドイツにおける売買法と請負契約法の相違点に興味を持ち、売買法と請負法の交錯領域である〈製作物供給契約〉を研究しようと思いつきました。製作物供給契約とは、「契約の当事者の一方が、もっぱら、または主として自身が供給する材料により、相手方の注文する物を製作し、供給する契約」ですが、製作という面では請負的な、供給という面では売買的な側面を有しています。この概念は日本民法典には規定されておらず、その法的性質・効果をどのように考えるかについて日本では解釈に委ねられています。一方で、日本が立法の際に参考としたドイツ民法典には規定があり、それにもとづいた議論の展開がありました。そこで、「製作物供給契約」という概念がどのような議論を経てドイツ民法典に規定されたのかについて、ローマ法・プロイセン一般ラント法からドイツの立法過程での変遷を調べ、「ドイツにおける製作物供給契約概念の生成——日本法への示唆を含めて」と題した論文を明治大学法律論叢に発表しました（法律論叢73巻2号（2000年）237頁）。

Ⅲ. 大学教員となってから

1. 製作物供給契約から請負契約へ

助手時代の4年間を終え、2001年4月からは母校でもある駿河台大学法学部に専任講師として着任いたしました。着任直後には、明治大学や東京大学法学部図書館などに通い、製作物供給契約に関するドイツ民法制定前後の古い判例を調べ、その判例理論の変遷についてまとめた論文を発表しました（「ドイツにおける製作物供給契約をめぐる判例理論の変遷」駿河台法学15巻1号（2001年）73頁）。その後、ドイツ民法典は制定後100年を過ぎた2002年に債務法が大改正され、一般給付障害法および契約各則の瑕疵担保責任についてもその内容が大きく変更され、製作物供給契約の規定を含む請負契約法全体も修正されました。そこで、その内容について勉強し、新しいドイツ請負契約法について論文をまとめ公表しました（「ドイツ新債務法における請負法の改正：我が国への示唆を含めて」駿河台法学17巻1号（2003年）3頁）。これをきっかけに、興味関心は製作物供給契約から請負契約全般へと広がるようになります。また、製作物供給契約に関連し、コンピュータプログラム製作における仕事の瑕疵が問題となった裁判例の評釈執筆の機会を頂き（「コンピュータプログラム製作における仕事の完成と瑕疵（平

成14.4.22東京地判)私法判例リマークス29号(2004年)30頁),コンピュータプログラム製作などの現代的な問題についても興味を持つようになりました。請負契約については、後記2,3の研究も交え、「請負契約の過去,現在,そして未来」という題名で2010年の私法学会で個別報告を行い、その後、2008年から在籍していた東洋法学の紀要にも同名の論文を掲載しました(東洋法学54巻3号(2011年)157頁)。

2. 条文にない制度・概念

一方で、椿寿夫先生が、明治大学ご退職にともない若手・中堅研究者向けに「椿民法研究塾」と題する少人数の研究会(勉強会)を開催されることになり、参加資格は原則として助教授以上とされていたのですが、特例として事務局補助として参加を認めていただきました。研究会に参加するに当たり、椿先生から「参加する以上、共同研究テーマである〈民法に規定が無い制度・概念〉に関し担当テーマを考えろ」とお話しをいただきました。そこで、それまで研究してきた〈製作物供給契約〉について、〈民法に規定が無い〉という観点から、それまでの研究を基礎に進め、研究会の共同研究の成果として、法学セミナー誌で学生向けの解説を(「製作物供給契約(特集 民法に条文がない概念・制度)」法学セミナー46巻7号(2001年)12頁),NBL誌で実務家向けの論文を(「民法典に規定が無い概念・制度(9)製作物供給契約」NBL756号(2004年)72頁)公表いたしました。その後、椿先生から「さらにもうひとつテーマを考えろ」とのお話しをいただき悩んでいたところ、「〈下請負〉というのは実務では盛んに行われているが、そもそもどのような概念なのか」を明らかにしてはどうかとの助言を頂きました。そこで、〈民法に規定の無い概念〉の観点から、注文者・元請負人・下請負人の法律関係について研究し、こちらも共同研究の成果としてNBL誌に掲載することができました(「民法典に規定が無い概念・制度(24)下請(1)(2)・完」NBL820号(2005年)86頁,822号(同年)48頁)。この共同研究の成果は、学習者向けではありますが、椿=中舎編『解説 条文にない民法』として日本評論社から出版され(初版は2003年),その後版を重ねています。

下請負については、〈従属的地位者〉という観点から代理法との関係で論文を執筆し、「従属的地位者と取引をした相手方の保護—下請負人の行為と表見代理の成否を素材として」という題で法律時報誌に発表いたしました(法律時報80巻2号(2008年)64頁)。その後、椿=伊藤編『代理法の研究』(日本評論社,2011年)に所収)。

3. 多角的法律関係

椿研究会の続いての共同研究テーマは〈多角的法律関係〉に移ることになりました。私の研究テーマとして〈下請負〉を再び選択し、今度は、「直接には契約などの法的関係のない複数の関与者の間であっても、法的な関係を見いだすことができないか」という多角的法律関係の観点から研究を進めることといたしました。具体的には、直接には契約関係にない注文者・下請負人間でも、一定の権利義務関係を認めることができる場合があり、それを法理論的に説明することはできないかという観点からの研究です。この問題については「どうすれば説得的な説明ができるか」と頭を悩まし、研究会で報告するたびにダメ出しを受けることを繰り返しましたが、最終的に共同研究の成果のひとつとして、「下請負と多角的法律関係」という題で法律時報誌に論文を掲載する許可を得ることができました(法律時報81巻2号(2009年)106頁。その後、椿=中舎編『多角的法律関係の研究』(日本評論社、2012年)に所収)。このテーマについては、東洋法学に「請負契約における複数関与者と法律関係・序説——下請負人を素材として」とした論文を掲載し(東洋法学52巻2号(2009年)55頁)、さらに「大規模建築工事」, 「契約の第三者効と三角・多角の概念」(椿=中舎編『三角・多角取引と民法法理の深化』(別冊NBL No. 161(2016年))に所収)などの論文を発表しています。

4. 雇用類似の働き方

その後、請負契約もその一類型とされる役務提供契約(債務者が契約の対価として役務を提供する契約)について研究対象を広げ、さらに、これまでの下請負の研究とも関連させ、従属的な地位にいる役務提供者について、雇用類似の働き方をする者の法的地位の研究へと対象が広がってきました。この、〈雇用類似の働き方〉については、東洋大学教授(当時)鎌田耕一先生にお声かけいただき厚生労働省の検討会などにも参加することにより、これまで勉強してこなかった労働法との接点についても考えるようになってきていますが、民法の観点からの研究にいまだ試行錯誤しています。さらに最近では、雇用類似の働き方に関連して、文化庁による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」に検討委員として参加する機会を得、文化芸術分野で働く役務提供者について〈創造的役務提供者〉という観点から法的地位を認めることができないかと考えております。

このテーマに関連しては、芸能プロダクションと女性アイドルとの間のマネジメント契約の法的性質に関する地方裁判所判決についての判例解説を『私法判例リマ

クス』に公表しました。

5. 強行法と任意法

その後、椿研究会での共同研究テーマは〈強行法と任意法〉に広がりました。法学の教科書・体系書などでは、法規ないしは法の性質として〈強行法〉〈任意法〉という用語を用いて説明されることがありますが、その区別基準については、定まった説明は存在しません。民法の分野では、「物権法は公の秩序に関する分野であるから原則的に強行法規であり、契約法は契約自由の原則からその多くは任意法規である」と説明されることがありますが、具体的な条文の性質については、「公の秩序に関する規定であることから強行法規である」、「当事者の意思が優先するから任意規定である」などの漠然とした説明にとどまり、そもそも概念そのものも明確ではありません。そこで、当事者意思との優劣との観点から共同研究を行うことになりました。私は、請負の規定の他に、契約法規定に関し判例・学説ではどのように解釈されているか、さらには当時の債権法改正をめぐる議論の中でどのように議論されているかについて担当し、それぞれ法律時報誌で発表しました（「強行法と任意法（3）判例・学説における契約法の規定と強行法規性」法律時報84巻6号（2012年）94頁、「強行法と任意法（8）債権法改正論議における法規の強行法規性」法律時報84巻12号90頁。これらは、椿編『民法における強行法・任意法』に所収（日本評論社、2015年））。

ある法規が強行法であるのか任意法であるのかは実務にも影響を与える問題であり、また、比較法研究も必要であることから、椿研究会とは別に、早稲田大学の近江幸治先生および実務家を交えた研究会を立ち上げ共同研究を行い、その成果を2018年に東北大学で開催された日本私法学会第82回大会シンポジウム「強行法と任意法——民法財産法を中心として」において公表することができました。私は登壇者として「判例における強行法と任意法」というテーマで報告を行いました（シンポジウムに併せて出版された近江=椿編『強行法・任意法の研究』に所収（成文堂、2018年））。

IV. ドイツでの在外研究とその後の研究

1. 在外研究

話は前後しますが、東洋大学在任中の2014年度には在外研究の機会を得、ドイツ・バイロイト大学消費者法研究所客員研究員として1年間の在外研究を行いました。受

入教授であるマーティン・シュミット=ケッセル氏は、ドイツ債務法の大家であるフライブルク大学教授ペーター・シュレヒトリーム氏のもとで研究をした後、比較法の大家であるオスナブリュック大学クリスチャン・フォン・バール教授が在籍したオスナブリュック大学に教授として着任し、その後、2010年にバイロイト大学に創設された消費者法研究所所長として招聘された、民法、消費者法、比較法の研究者です。バイロイト大学では、シュミット=ケッセル教授の授業に参加するとともに、消費者法研究所が開催したさまざまなシンポジウムに参加しました。シュミット=ケッセル教授は当時からインターネット社会における消費者保護を中心に研究を行っており、私自身は、これまでの研究を踏まえ、デジタル社会における役務提供契約を中心に研究を重ねました。滞在中は、拙いドイツ語で日本の消費者法制について発表したこともあります（在外研究の成果の一部として、帰国後に公表しました（「Das Verbraucherrechtssystem in Japan」東洋法学59巻2号（2016年）272頁））。

シュミット=ケッセル教授とは年齢も家族構成も近いことから、公私にわたり付き合い合うことができ、その付き合いは現在でも続いています。また、バイロイト大学滞在中には東洋大学とバイロイト大学との間で提携を結び、帰国後も学生・研究者の交流を行いました。

2. その後の展開

前述の通り、シュミット=ケッセル教授とはその後も交流を続け、2017年度には東洋大学井上円了研究助成（海外協定）テーマ『デジタル社会における契約当事者としての「人」と「法』』にもとづいて東洋大学で二日間にわたり開催したシンポジウム『デジタル社会における「人」と「法』』で報告を行っていただき、さらに2019年10月には科研費にもとづいて東洋大学で開催した講演会「総則的あるいは各論的瑕疵担保法——瑕疵担保規定の位置に関する考察」で報告を行っていただきました。前者については、シンポジウム開催に至る経緯についてまとめた連続シンポジウム「デジタル社会における『人』と『法』』について、後者については、講演録の翻訳としてマーティン・シュミット=ケッセル「総則的あるいは各論的瑕疵担保法——瑕疵担保規定の位置に関する考察」を東洋法学で発表しています（前者は東洋法学61巻2号（2017年）121頁、後者は東洋法学63巻3号（2020年）249頁）。

V. 新型コロナ・パンデミックの中での研究

1. 中国での報告

新型コロナの足音が近づこうとしていた直前の2019年12月には、近江幸治先生にお声かけいただき、中国・蘇州大学で開催された第4回担保物権理論と実践国際研究会(学会)で、日本での請負契約をめぐる担保問題に関し、「建築請負工事における債権確保手段」という題で報告を行う機会を得、ようやく担保との接点が少しできました。報告に当たっては、日本語で論文を作成し、当時東洋大学大学院に在籍していた中国人留学生に中国語翻訳をしてもらい、その両者が他の報告者の論文と併せて製本され当日の資料として配付されました。その成果は、後日改めて中国の学会誌で発表の予定でしたが、中国での新型コロナウイルス・パンデミックにより、現在まで延期になったままです。

2. デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス

中国での報告を終え、2020年に入るとすぐに、ご承知の通り新型コロナウイルス感染症が、日本でも徐々に問題となってきました。新型コロナが問題となる前の2019年からは、一橋大学松本恒雄名誉教授、同志社大学川和功子教授、関西大学馬場圭太教授とともに、2017年に発表されたEUデジタル・コンテンツ=デジタル・サービス指令に関する研究会を立ち上げ、共同研究を行っておりました。前述の2017年および2019年のシュミット=ケッセル教授の講演はこの指令提案および指令に関する内容であり、また、私自身もドイツでの議論について研究を行っていたことから、ドイツ法の観点からこのEU指令について2020年6月の比較法学会ミニ・シンポジウムで報告の予定でした。それに向けて2020年2月に関西大学・同志社大学で研究会を行い、さらには、指令の国内法化に向けたドイツでの状況を調査するために、2月末から3月中旬にかけて、ドイツにヒアリング調査に赴きました。2020年1月には、ドイツでも新型コロナウイルス感染者が見つかったのですが、中国から仕事に来ていた人であったことから、ドイツでは新型コロナウイルスの問題はアジアの局地的な問題として当初は捉えられていました。しかし、2月下旬になりイタリアでの感染爆発が報告され、ドイツでもイタリアから帰国したスキー客から感染が広がり、ドラッグストアから除菌グッズが売り切れるなど、あっという間に雰囲気が変わってきました。航空機

の往来の制限も始まる中、なんとか帰国したのですが、機内はガラガラの状況でした。

帰国後も、学会報告に向けてオンラインで研究会を行っていたのですが、残念ながら2020年度の比較法学会は中止となってしまいました。ただし、希望すれば2021年度学会に再度エントリーすることを認められたことから、2021年度に向けてオンライン研究会は継続しました。ドイツでもEU指令の国内法化に向けて立法者が準備していることは、シュミット=ケッセル教授から聞いていたのですが、その時点では詳細は明らかになっていなかったことから、学会では、EU指令公表前のデジタル取引をめぐるドイツ法の議論状況および公表後のEU指令の評価について検討し報告の予定であり、その内容を2020年10月に「ドイツ法からみたデジタル・コンテンツ=デジタル・サービス指令」と題してLaw & Technology誌に公表しました(Law & Technology=L&T 89号(2020年)87頁)。ところが、2020年11月3日にドイツ司法・消費者保護省からEU指令を取り込んだ民法改正に関する討議草案が公表され、その後、立法化に向けた議論が一挙に進み、2021年の学会で報告するには前述の論文では内容が少々古くなってしまいました。そこで、ドイツ司法・消費者保護省や連邦議会のWebsiteなどから資料を集め、ドイツの立法段階での議論をまとめた形で2021年6月の比較法学会でオンライン報告を行いました。その成果については、学会誌である比較法研究に掲載した(「ドイツにおけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制——給付の瑕疵概念を中心に」比較法研究82号(2021年)192頁)ほか、改正法の概要をNBL誌でも発表しました(「ドイツにおけるEUデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス指令の国内法化」NBL 1202号(2021年)31頁)。

EU指令の内容を取り込んだ新しいドイツ民法は2021年1月1日から施行されており、その内容について論ずる教科書・体系書・論文などが2021年秋頃から徐々に公表されてくるようになりました。現在、それらについての検討を行い、「ドイツにおけるEUデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス指令国内法化のための民法典の改正」と題し専修法学論集で連載中です((1)については、専修大学法学論集143号(2021年))。当初は1回でまとめる予定だったのですが、分量が多く、また立法後しばらく経ってからやっと文献が出始めたことから分載としています。

このデジタル取引については、経済産業省委託事業の「電子商取引及び情報財取引等についての在るべきルールに関する研究会」委員となっており、ドイツ法だけでなく日本法の現状についても、実務家と一緒に現在研究を行っております。

今後は、個人データの提供をめぐる問題や役務提供(デジタル・サービス)の瑕疵概

念を中心に研究を重ねる予定です。

3. 新型コロナ・パンデミックと民法理論

前述の通り、ドイツでも2020年3月に入ってから新型コロナウイルス感染者が急増し、大きな社会問題となってきました。それに対するドイツ政府の動きは速く、3月下旬から新型コロナ・パンデミックで苦しんでいる人びとを救済するためのさまざまな特別立法を行ってきました。私の研究分野においても、例えば住居の賃貸借のような一定の継続的な契約において、消費者や小規模事業者が債務不履行（賃料不払）に陥った場合であっても、一定期間の猶予を与えるという時限的な改正法が立法化されたことをWebsiteで知りました。いわゆる「事情変更の原則」にも関連する民法上の重要な問題を含むものであり、興味を持ちオンライン・データベースで調べたところ、シュミット=ケッセル教授がポストドクとともにその内容を紹介する論文を立法後すぐに法律雑誌に公表していることを知りました。そこで、シュミット=ケッセル教授に連絡を取り、その内容を日本語で紹介する許可を得て、NBL誌に公表しました（「ドイツにおける新型コロナ大流行下での消費者・事業者の保護」NBL 1170号（2020年）32頁）。その後ドイツでは、旅行代理店なども含めたさらなる保護内容を含めた法改正を行ったことから、それらの新しい内容も含め、若干ですが従来のドイツ法の議論との比較検討も行い、東洋法学に「ドイツにおける新型コロナ・パンデミックの影響を緩和するための民法施行法の改正」と題する論文を発表しました（東洋法学64巻2号（2021年）1頁）。

これらの内容については、今後、日本の民法理論との比較検討を行い、その有益性について考えていかなければと思っています。

余談ですが、上記2,3の研究の際には大学の図書館も閉鎖されていた状況でしたが、公官庁のWebsiteやオンライン・データベースを利用することにより、ドイツの新しい資料を得ることができ、新型コロナ・パンデミックをきっかけに、資料入手方法の幅を広げることができました。

VI. おわりに

これまでの研究を改めて振り返ってみますと、お世話になったさまざまな先生方（とりわけ椿寿夫先生）のご指導・影響を受けながらのものばかりである事に気づきま

した。言い換えるならば、さまざまなことに首を突っ込み（今回は省略しましたが、ペットと法に関する研究も少しですがございます）、柱と呼べるような研究がないことを恥ずかしく思い反省するばかりです。

明治大学法学部助手になった際に、明治大学そばにあった山の上ホテルの天ぷら屋で椿先生にお祝いしていただき、その際、「これからの研究は、一本の木を描くことを意識し、まずは全体像をイメージし、太い幹とそれを支えるしっかりした根っこを考えなさい。その上で、そこから伸びる枝や生い茂る葉を考えなさい。そのためには、よく読んでよく考えることが必要だ」というアドバイスを頂きました。そのアドバイス通りの研究ができていないことを反省し、伝統ある専修大学で研究する機会を得た今後は、それを実践した研究を行いたいと考えております。ご指導のほどよろしくお願ひします。